

令和元年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第60号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第62号 大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第65号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第66号 大洗、鉾田、水戸環境組合理約の変更について
議案第67号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
議案第68号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第69号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第5号）
議案第70号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第71号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第72号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第73号 30国補都再第7-1-5号大洗町駅前広場改修工事（3工区）請負契約の変更について
- 日程第 6 諮問第 1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 選挙第 7号 大洗町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課社会福祉係長	関根智樹	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからおいでいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願います。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、願います。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願います。

○議長（小沼正男君） 本日は、10月20日の選挙により当選されました議員による最初の定例会でございます。ここで自己紹介を行いますので、各自宜しく願います。

まず最初に、私、議長のほうから一言、この度の改選によりまして議長に就任いたしました小沼でございます。議事運営を速やかにやっていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほど、宜しく願います。

○2番（勝村勝一君） 6期目、自由民主党の勝村でございます。再度、副議長ということで議長を支え、全力で町民のために頑張っていきますので宜しく願います。

○12番（菊地昇悦君） 12番の菊地でございます。菊地昇悦でございます。党派は日本共産党です。また4年間どうぞ宜しく願います。

○11番（坂本純治君） 坂本でございます。宜しく願います。

○10番（海老沢功泰君） おはようございます。10番 海老沢功泰です。宜しく願います。

○9番（和田淳也君） どうもおはようございます。和田でございます。宜しくどうぞ願います。

○8番（今村和章君） おはようございます。今村です。宜しく願います。

○7番（飯田英樹君） おはようございます。3期目、自由民主党 飯田英樹でございます。宜しく願います。

○6番（柴田佑美子君） おはようございます。2期目、公明党の柴田佑美子でございます。どうぞ宜しく願います。

○5番（石山 淳君） おはようございます。議席番号5番の石山でございます。また4年間、宜しく願います。

○4番（伊藤 豊君） 4番の伊藤 豊です。どうぞ宜しく願います。

○3番（櫻井重明君） おはようございます。3番の櫻井重明と申します。初めての議会ではございますが、精一杯やらせていただきたいと思います。どうぞ宜しく願います。

○議長（小沼正男君） ありがとうございます。

続きまして、執行部をお願いいたします。町長公室長より順をお願いいたします。

- 町長公室長（小沼敏夫君） 町長公室長 小沼でございます。宜しくをお願いいたします。
- まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） まちづくり推進課長の大須賀でございます。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 教育次長兼学校教育課長の高柳と申します。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 総務課長（清宮和之君） 総務課長の清宮と申します。宜しくをお願いいたします。
- 税務課長（五上裕啓君） 税務課長の五上と申します。宜しくお願ひします。
- 生涯学習課長（深作和利君） 生涯学習課長の深作です。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（江橋浩司君） 会計課長の江橋と申します。宜しくお願ひします。
- 農林水産課長（有田和義君） 農林水産課長 有田と申します。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 商工観光課長（米川英一君） 商工観光課長 米川と申します。宜しくをお願いいたします。
- 都市建設課長（渡邊紀昭君） 都市建設課長の渡邊でございます。宜しくをお願いいたします。
- 消防長（内藤彰博君） 消防本部の内藤でございます。宜しくをお願いいたします。
- 生活環境課長（磯崎宗久君） 生活環境課長の磯崎と申します。宜しくをお願いいたします。
- 住民課長（本城正幸君） 住民課長の本城と申します。宜しくをお願いいたします。
- 上下水道課長（田中秀幸君） 上下水道課長の田中と申します。宜しくをお願いいたします。
- 健康増進課長（佐藤邦夫君） 健康増進課長の佐藤と申します。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 社会福祉係長（関根智樹君） 福祉課長 小林の代理で出席いたします社会福祉係長の関根と申します。宜しくをお願いいたします。
- こども課長（小沼正人君） こども課長の小沼と申します。宜しくをお願いいたします。
- 議会事務局長（田山義明君） 議会事務局長の田山です。どうぞ宜しくをお願いいたします。
- 議長（小沼正男君） ありがとうございます。

開会 午前 9時35分

◎開会および開議の宣告

- 議長（小沼正男君） それでは、ただいまの出席議員は12名であります。
これより令和元年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 櫻井重明君、4番 伊藤 豊君を指名

いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

11月13日、25日、議会運営委員会を開催しました。

11月14日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

11月25日、議会全員協議会を開催いたしました。

監査委員から、令和元年10月の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

なお、飯島教育長より、本日の会議には茨城県公立学校事務職員研究大会への出席のため、遅れて出席する旨の届出を受けております。

◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から11日までの6日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は6日間と決定いたしました。

◎議案第60号ないし議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第60号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第62号 大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第60号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第62号 大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の3件について、

提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第60号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償および旅費に関し必要な事項を定めるための本条例を制定するものであります。

主な制定の内容といたしましては、新たに創設された会計年度任用職員の給与・手当等に係る支給方法・支給基準等について、必要な規定を定めるものであります。

次に、13ページをお開き願います。

議案第61号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の新設等により関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、36ページをご覧ください。

議案第62号につきましては、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営状況の公表に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

制定の内容といたしましては、地方公共団体の職員の人事行政の運営状況等について公表する項目を定めるほか、新たにフルタイムの会計年度任用職員が公表の対象に加わることから、必要な規定を設けるというものでございます。

以上が議案第60号から62号の議案3件について説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第60号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について質疑を行います。菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今回の条例案については、現在働いている方、こういう方にとっても大変関心が高いことだというふうに思います。11月25日に全員協議会において提案されている会計年度任用職員についての説明がありました。その際にですね、この新しい制度が始まるというに当たっては、国からの財政手当の在り方が明確ではないというような趣旨の説明をされたと受け止めております。明確にそのことが示されているのか改めて伺います。

そして、今この開会に当たって新たに資料が提出されておりますが、それも踏まえて確認という形で伺いますが、二つ目は、そこで説明された中でですね会計年度任用職員の大きな制度の一つが期末手当の支給だと、これに関することがありました。フルタイムで働いても、パートタイムで働いても、支給可能となっております。支給は可能ということであっても、これは義務規定ではない。自治体に判断を任せる、町に判断を任せるということになると思いますが、大洗町はきちんと支給をされるのかどうか改めて伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、今度の会計年度任用職員制度導入に伴います地方公共団体の財政負担につきまして、

国の援助等の制度があるかということでございますけれども、現在もですね全員協議会のほうでご説明したとおり、国のほうではまだ議論がなされているという状況でございます、まだ私ども地方公共団体のほうにはですね、明確な財政支援の制度的なものは示されておられません。

あと、2点目ですね。期末手当につきましては、フルタイムの職員及びパート的ですね会計年度任用職員につきましても、どちらの方も期末手当は支給されるという方向で大洗町は考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 期末手当は支給するという考え方でいると。またもう1点は、国の財政措置がまだはっきりしていないということが今説明されました。

そこでですね、支給されることによって任用職員の方々の給料、年収ですね、年収が確実に増えるというふうに受け止めていいのか、あるいは月々の報酬を減らしてですね、期末手当に充当するというような考え方はないのかどうか、この点を伺います。

もう1点はですね、任用職員に新たな手当が支給することに発生する財政負担ですね、人件費の負担が増えていくということになります。そういう中で財源手当が明確でないということになればですね、限られた財源のなかで期末手当を支給するということになります。そうすると、正規職員の方々への影響は生じないのか、この点を伺います。

もう一つはですね、国の手当が明確でないということからすると、フルタイムではなくてパートタイム、例えば30分の時間短縮で働いてもらうというようなパートタイムに置き換えて財政負担を考えていくということもあり得ますね。そういう考え方もあり得ますが、町はどのように考えているか伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の年収というところではですね、改めて私どもの給料表と同じ給料表を使うということでございますので、現在の給与水準は保たれるものだというふうな考え方でおります。

またですね、これは財政負担の金額というご質問だったとは思いますが、ということだと思っておりますけれども、現在、各課とですね、どういう方が会計年度任用職員のほうに移行して、どういう職種の方がどの給料表に当てはめていくかというのは、まだ私どものほうでは、どの市町村もそうなんですけれども、その詳細はまだこれから規則等で決めていくということですので、現在の会計年度任用職員移行に伴う財政負担という意味では、明確な数字が現在のところお示しできないというところではご理解いただきたいと思っております。

またですね、パートタイムの方につきましてはですね、確かにフルタイム会計年度任用職員さんと比べれば、これは勤務状況が違いますので、それは給与は、パートタイムの方に対しては報酬ですけれども、そこで差が出てしまうのは、これは5日働いている方と4日働いている方では若干その差が出てくるのは、これ致し方ないところではございますけれども、パートタイムの方のですね年収という意味ではですね、確保をしていきたいというような私どものほうでは今のところ考えてござ

います。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 給与水準は保たれるというなお話でした。要するに働いている方、まだ説明されていないような状況なんですけど、要するに期末手当が出るということは、給料、年収が確実に上がるという、そういうことになると思うんです。ならなければいけないと思うんですよ。給与水準を保つということは、一体どういうことなのかという不安を持たれるんじゃないでしょうかということを私は質問したんです。ということは、例えば先ほど言いましたように、月額を減らしてですね、それを期末手当に回すというような在り方ではないですよということ、確認のお尋ねをしたわけでありまして。

また、財政負担がなければ、限られた財源のなかで期末手当を出さなきゃいけない、報酬を出さなきゃいけないということになると、一般職の方々の期末手当などを減らしていくということにもなりかねない。これ、国がちゃんと財政負担を出しますということになれば、そんな心配はないんですよ。そういうことがあるんじゃないかということがありますが、そんなことは考えていませんよねということ伺ったわけでありまして。

もう1点は、パートタイム、フルタイムでなくても任用職員として、職員として採用するということがあります。パートにすれば、ほぼフルタイムに近い時間で働いていただけるということになりますよね。例えば30分でもすごく早く仕事を切り上げてもらえば、ほぼフルタイムと同じような働き方になるということになります。そういうふうなことになる、パートタイムの方々は、期末手当は出ますがほかの手当が出さなくてもいいということになって、町の財政の負担も減るということになりますが、そんな心配を私は持っておりますが、その懸念に対してはどのように考えているのか改めて伺います。

もう1点はですね、3回しか質問できませんので、この財政負担ですね。何といたってもこの財政負担が、この制度の趣旨に沿って国はきちんと手当しなきゃいけないというふうに思うんですよ。財政負担がなければ今のようなことが発生し得るといいますか、そういうことも考えられるということになりますのでね。やっぱり自治体としては、総務省にきちんとこの財政負担をしっかりと求めていくということを改めて求めていきたいと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

この制度が導入されることに伴います財政負担によりましてですね、一般職員の給与等に影響があるかというご質問に対しましては、一般職員の給与等には影響がございません。それで財政負担が増えることによって一般職員の給与、手当等が削減されることはございません。

あとですね、パートタイムの方の年収がどうなるか、フルタイムと比べてどうなるかというご質問でありますけども、パートタイムの方につきましては、例えばフルタイムの方が週5日働いているところが週4日というような勤務体系になればですね、それはフルタイムの方の、非常に簡単に申し

上げれば5分の4が、これは支給されますので、時給レベルでは下がることはないという制度でございまして、それは勤務体系によって、それは4日働く方、3日働く方という、それは何日働くかと、どういう勤務体系になるかによって、それは給与水準というかそれは変わってきますので、それは働き方によるのかなというふうに理解しております。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 菊地議員、3回目なので、いいですか。

○12番（菊地昇悦君） もう1回いいの。

○議長（小沼正男君） じゃあ、12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 再度伺いますが、そういう答弁ではないんですよね、求めているのは。要するにフルタイムで、任用職員としてフルタイムで雇用するということが一番いいんですよ。働いている方は、今働いている方は。けども、フルタイムに働くと、いろんな手当を出さなきゃいけないと。というふうに規定されています。ところが、パートタイムだとその辺は出さなくてもいい。期末手当は出さなきゃいけないんだけど。すると、全体的に財政負担が少なくなると。国の制度として、その財政負担が出すか出さないかはっきりしないという、そういうことですよ。ですから、パートタイムに置き換えていくような考え方はないですよということをおは、町の考え方を伺ったわけです。時間給だから差が出るという、それは当然なんですけども、だからこそそういうふうに任用するのではないですよということをおは。これはね、一番の問題は、国の財政の負担の在り方がきちりとしてないということから、いろんなことが問題が生じてくる可能性があるということでもありますので、改めてその点伺って、もう一つは財政負担をきちりと町長、これから県の市町村の方々、首長さんとか、国に対してねしっかりと求めていただきたいと思っております。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、私のほうからちょっと補足的にご説明を申し上げます。

今ご心配いただいております財政負担の問題、この件についてはですね、ここにあるように地方自治法並びに地方公務員法の改正というようなことに伴う財政負担というようなことになりますから、当然にして国は地方交付税等々の需用額に、おそらくそういう必要経費は算入されてくるというふうに思っています。これはやっぱり今の我々の一般職員についてもですね、その需用額に算定されているわけでありまして。経常経費としてどの程度見られるか、10万人の人口規模に対して職員だったら何人と、非常勤の職員だったら何人と、そういうような算定があるんですね。ですから、こういう地方自治法の改正並びに地方公務員法の改正に伴って新たな制度としてこういうことをスタートさせる以上は、国がそれなりの財政負担というようなことについて責任を持った体制をとらないと、これは成り立っていかないというようなことになるわけでありまして、そういうところは、これは全国町村会、市長会通じてですね、こういうところはしっかり財政負担に対する国の助成措置といいますか、そういうようなことについて財源措置をしっかりと講じるようにというような運動も展開しているところでもありますので、そういう成り行きを注視しながら適切にまた対応していきたいというふうに思っております。

また、今、行財政改革の取り組みを私どももやっておりまして、要は会計年度任用職員としてですねフルタイム職員で引き続き働いてもらう職員においては、どういうふうな部署で、どういう所で働いてもらうかというのをしっかり見極めをしていくことも大事だというふうに思っておりますし、また、パートで働く方々等についても今お話しましたように、しっかりとその業務内容を見極めながらその対応をしていくというようなことが大事だろうというふうに思っています。

フルタイム職員については、ご案内のとおり、もう給料表に当てはめてくというように、このフルタイム職員の給料表というのはできるわけでありますので、それにどういうふうに格付けをしていくかというようなことになるわけでありますので、そういうところを踏まえてですね、今、議員がお説のように給料を減らしてボーナスに上乘せする、そういうやり方はちょっとできないのかもしれないかもしれません。これはやっぱり規定でできているものを、しっかり対応していかなきゃならないというようなことになるだろうと思っておりますから、そういうところをご理解いただきたいと思っています。

これまでも、この県内自治体においてもですね、やっぱりそのフルタイムで働く臨時の職員、パートの職員、こういう皆さん方に対応するものはばらばらなんですけど、実際にボーナスを支給してないところもあれば、ボーナスを支給しているところもあるんですね、これまでもにおいて。私どもの町は、できるだけその基準に、一般職と同じようにということではありませんけれども、やっぱり同一労働同一賃金という一つの考え方もあるとすれば、そういう臨時で働いている皆さん方の手当も少し考えてやろうというようなことで、県内自治体のなかではですね、やはり大洗もそういう展開をして、やっぱり働いている皆さん方に意欲を持ってもらうというようなことで、これまでも取り組んでいるわけでありますので、引き続き会計年度任用職員としてしっかり位置付けをした以上はですね、しっかりそういうところを踏まえて基準に従って対応していこうというようなことでご理解いただきたいと思っています。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第61号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第62号 大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号 大洗町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第62号は、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しが行われることに伴いまして、本町の関係条例においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うという内容でございます。

以上が63号でございまして、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について質疑を行います。あり

ませんか。11番 坂本純治君。

○11番(坂本純治君) あまりにも長い条例で、実はですね何回ちょっと読んでも、よくこの内容が十分にはちょっと理解できないところがありますので、簡潔に、この条例の考え方をもう一度ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長(小沼正男君) 総務課長 清宮和之君。

○総務課長(清宮和之君) 議員のご質問にお答えいたします。

様々な分野ですらね成年被後見人ということだけでですね、様々な人権と申しますか、様々な機会が妨げられてきたなかですらね、成年被後見人をもって、それだけをもってですねいろんな就職等の機会を奪われてきたという実情のもとですらね、この欠格事項を削除していきましょうというような考え方のもとでこの条例が制定されているわけでございます。

具体的に申しますと、新旧対照表等をご覧になっていただければわかるんですけども、地方公務員法ですらね16条の第1項にですらね、こういう方は公務員になれませんという事項がございます。ですから、新旧対照表でほとんどのページで16条の1が削除されていると。またですらね、28条の4項、職員は第16条の1号に該当するといった時には、条例に特別に定める場合を除き、その職を失うというような規定がございますので、その部分を大洗町の関係条例から削除しますというような趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。宜しくお願いたします。

○議長(小沼正男君) 11番 坂本純治君。

○11番(坂本純治君) わかりました。ありがとうございます。いわゆるですね、ここに3条のAにですらね、破産手続開始うんぬんというのがございまして、例えばこういった方も準じて全部その今まで受けていた不利益が、そういうことがなくなるということで理解してよろしいんですね。はい、わかりました。終わります。

○議長(小沼正男君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり決しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 続きまして、議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

45ページをお開きください。

本案につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして所要の改正を行うというものでございます。

主な改正の内容といたしましては、保育所等での食事の提供に要する費用の取り扱いに副食費の徴収並びに所得要件や多子世帯に伴う副食費の免除規定等を加えるという内容のものでございます。

以上が議案第64号でございまして、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この説明資料、今朝いただいたもので、この3番目の連携施設の確保義務の緩和ということでありまして、改正前は、しっかりと定められていたものでありますが、これを緩和するということで、小規模保育事業A型・B型と事業所内の保育事業ということで、こういうことに大幅な緩和になると思いますが、これはちょっと説明をしていただきたいと思います。どういう内容なのか。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず、連携施設の緩和のほうですが、こちらですぬ喫緊の課題となっております待機児童の解消に向けて、連携施設の要件緩和などの措置により、事業者による積極的な事業展開を促すため、国の基準が改正されました。

今回ですぬ条例改正については、国の基準に従って定める事項になっているため、基準に倣って改正しようとするものでございます。

全国的にはですぬ連携施設の要件を全て満たした事業者が半数にも達しないという現状からですぬ、規制緩和の拡充になっております。

内容といたしましては、まず、特定保育・特定地域型保育事業者をですぬ保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるようですぬ保育の内容に関する支援、それから代替保育の提供、それから、終了後の受け皿ですぬ、について連携・協力を行う保育園等を確保することが義務付けられております。

今回ですぬ国の基準の改正によりまして、連携施設の確保が困難と認める場合は、要件を満た

した小規模保育事業者や同等のですね事業者を連携施設の確保と代えること、それからですね、卒園後の受け皿に関しましても、企業主導型保育事業なども認めるということになっております。

連携施設に係る経過措置といたしましては、平成27年4月1日からですね5年間となっておりますが、こちらの経過措置も5年から10年に延長するという変更でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これですらね例えば改正後に事業所内の保育事業ということで、会社の中にある保育施設ですよ。大洗町でいうと海岸病院内にもそういう施設がありますが、これが待機児童の解消ということでこれが活用されるということになるとですね、大洗町はそれが無いということですけども、万が一あったというような場合ですね、あり得ますよね。例えばほかの町村から大洗の保育園にどんどん入りたいというようなことが発生した場合は、これ確実に待機児童が発生するということにもなる。そんな時に小規模保育事業も含めて、事業所内の保育事業、それに基準がこれまでと全然違うわけですよ。受け入れ態勢、職員の配備も違う。それが一定の要件ということでもありますけども、これまでの認定保育園などと比べてですね、明らかにもう低下するんじゃないかという、そういう心配がありますが、それでもこれを適用しなきゃいけないというようなほど逼迫している状況なのか、あるいは心配はないのかということをお伺いします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

まずですね、現在ですね町のなかの状況といたしましては、保育所、保育園のほう、今ですねぎりぎり、待機児童出るか出ないかというぎりぎりの状況のところでは推移をしております。そのなかですらね、今現在ですね民間の事業者からですね小規模保育を実施したいという申請が来ております。そのなかではですね、連携施設につきましては、民間の認定こども園と連携するというところで、今回の緩和の要件には該当になっておりません。

今後ですね、そういった事業を実施したいという事業者が出てくるかもしれませんが、今後でもですねそういう各施設におきまして保育が適正かつ確実にですね実施されるように町としては進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 3回目ですけども、これはね改正後がきちっと施行されるということになった場合ですよ、大洗町で。きちっとやっぱり町のほうでは、適正に運営されているのかどうかをね、しっかりと確認する手だてをとっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。水戸で、ニュースで御存じかと思いますが、ベビーホテルで2年続けて子どもが亡くなったと。これは県が認可している施設ですよ。これがなかなか発表されなかったんですよ。全く知らない状況のなかで、今年突然これが発表された。原因究明というのはされているようですけども、原因究明といいますかね、どういうふうに発生したのか、発表されたようですけども、こういうことも含めてですね、こういう事例も含めて、しっかりとこの小規模保育の在り方というものを見つめていていただきたいなというふうに思います。要望しておきます。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。
教育長が来ましたので、ご報告いたします。
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。
討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり決しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第65号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第65号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

84ページをご覧ください。

本案につきましては、水道法が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の5年ごとの指定の更新制度が設けられたことによりまして所要の改正を行うというものでございます。

主な改正の内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の更新の際に更新手数料として1万円を徴収する規定等を追加するものでございます。

以上が議案第65号でございます。お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第65号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。
討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 大洗町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第65号は、原案のとおり決しました。

◎議案第66号および議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第66号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について、議案第67号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第66号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について、議案第67号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、提案の理由をご説明いたします。

86ページをご覧ください。

議案第66号につきましては、大洗、鉾田、水戸環境組合の構成市町である水戸市が、令和2年3月をもってごみ共同処理を終了することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大洗、鉾田、水戸環境組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

次に、89ページをご覧ください。

議案第67号でございますが、地方自治法第289条の規定に基づき、大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、財政調整基金のうち、水戸市負担によるごみ処理費に係る積立金及び利息相当分に当たる1万分の2,564の割合による額を水戸市に帰属させるため、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

議案第66号および67号の議案2件について説明は終わりますが、議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第66号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 大洗、鉾田、水戸環境組合規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第66号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第67号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと確認事項なんです、環境衛生組合議会のほうでもいろいろ今、議論をさせていただいて、なおかつ一般質問のほうでもちょっといたしますけども、今回その財政調整基金の比率分を水戸さんが抜けるにしたがって、その分お返ししますよということにはなっておりますけども、ちょっとまだ確認してなかったのはですね、この財政調整基金そのものはですね、し尿も含めたものの財政調整基金であったのかどうかということと、し尿はそのまま残りますから、その際のこの計算式の比率は、割合比率を全部当てはめているというのを認識はしておりますけども、この辺りの考え方、再度お尋ねを、再度というかですねお尋ねをしたいんですが。

なおかつ来年の4月から水戸さんが焼却のほうだけ抜けるという形を含めると、考えてみるとですね、財産処分というのは、例えば今回いろいろな2市1町でこういった議案が出てるはずなんですけども、それを含めて、例えば建物に対する財産処分というのは、今後7年から10年ぐらいの間の期間で財産処分する時に、水戸さんがその持ち分の財産に対してのいわゆる壊す時に、その負担もしますよということになっているんですけども、その時期まで例えば財政調整基金なんかもずっと引っ張ってもどうなんだというような意見も出るかもしれません。こういった考え方というのは、ある一定の時期をその時期にあわせて全てそこにやっていく。現金だからすぐにぼんと返せるから、今3月末日でこれを戻すという考え方になったその背景、そこだけちょっとお尋ねをしたいなというふうに思っています。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

環境組合の財政調整基金につきましては、議員のお察しのとおりですね、ごみに関して、し尿に関してということで積み立てをしているところでございます。

今回の1万分の2,564につきましては、ごみの分として積み立てた分について水戸市のほうに帰属をさせるというようなことでございまして、水戸市が積み立てた額のうちし尿の分につきましては、まだ財政調整基金のなかに残るということになります。

もう1点、財産処分の件で建物のことに関してご質問いただきました。今回、財産処分に当たってですね、水戸市と鉾田市と協議をしてきた中で、やはり建物に関してはこれまでのとおりですね残るといって、水戸市としても財産の持ち分はあるだろうというようなことは協議のなかで出ておまして、今回、建物に関しての財産処分に関しては、大洗と鉾田市がですね、ごみの処理場については引き続き使い続けるということがありますので、水戸市には財産の持ち分はあってもですね組合のほうに引き続き無償で使用するということを認めていただいていると。こちらについては、別途取り交わす協定書のなかでうたっております。ですので、建物がある限りは水戸市の持ち分もあるということですが、建物を処分する際、解体撤去をするということになればですね、その時に

は財産処分をする、水戸市のほうも大洗、鉾田とあわせて財産処分をするということになりますので、その際には持ち分相当、あるいはこれまで処理した内容、要するにごみの処理量に関連して解体撤去費を負担しようというようなことも話し合われてきております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） おおむね了解させていただきました。確認事項ですので。この後ですね、やはり一般質問のなかで、ゆっくりとですね、この辺のところは確認をしていきたいなというふうに思いますので終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 大洗、鉾田、水戸環境組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第67号は、原案のとおり決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第68号 字の区域変更について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第68号 字の区域変更について、提案の理由をご説明をいたします。

90ページをお開きいただきます。

本案につきましては、県営大貫地区土地改良事業が施行されたことに伴いまして、字の区域に一部変更が生じたため、行うものでございます。

変更の内容といたしましては、大貫町字八瀬の一部を大貫町字八枚に変更するものでありまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第68号の内容でございます。議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第68号 字の区域変更について質疑を行います。4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ちょっと素人的な質問になるかもしれませんが、これっていうのは、今日配られた資料で地図のほうを付けていただいたんですが、茨城県が行って大洗が字の変更をする

ということなんです、これって必ずしもやらなきゃならないことなんです、ということを1問目
でお願いします。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

必ずというか、施工区域のなかです、大貫地区におきましてはですね、大貫地区の換地工事委員会という組織を設けておまして、そのなかの意見といたしまして、今まで八瀬という名前を一部使っておりましたが、これを八枚に変えたいというご意見がありまして、今回のご提案という形になってございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ありがとうございます。それで、91ページのこの変更する区域の番地指定があるんですけど、地図のほうでもあって、右下の辺りの4719と4681というのが抜けているというか空白になっていますよね。ここってというのは八瀬のまま残ってしまう区域ということではないでしょうか。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、伊藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

この白く空白で抜けている筆につきましてはですね、本人の申し出によりまして基盤整備の地区から除外をしてくれという申し出がありまして、基盤整備の地区除外されている地区でございますので、今回の変更には関わらないということで、旧来の字名が残ってしまうという形になってしまいます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 何かちょっと腑に落ちないところあるんですが、これ、県の事業としてやって、総額でこの工事費じゃなくて登記変更、字の変更というか、これもう1字の変更ですよ。字の変更みたいな感じなんですけど、これは費用負担は町に来るってことで、それと総額の登記の変更の金額、総額を教えてください。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、再度の質問でございますが、費用負担についてはですね、事業費のなかで、全体のなかでの費用負担、国があり、県があり、町があり、地元負担があるという中で費用負担それぞれしているわけでございますが、その事業費のなかで登記の変更に係る費用につきましてもですね負担していくという形になります。

詳細の、ここに幾らかかるかというのは、ちょっと詳細な金額は承知しておりませんので、あとでご回答できればと思います。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 字の区域変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第68号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。10時40分まで予定しておりますので宜しく申し上げます。

お茶の用意がしてありますので、ご自由にお召し上がりください。

（午前10時32分）

○議長（小沼正男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第69号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第69号について、提案の理由をご説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億469万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億4,046万8,000円とするものでございます。

8ページをお開きいただきます。

歳出の主な補正内容につきまして申し上げます。

総務費の防災費につきましては、例年、当初予算において戸別受信機を100台購入をし、配布をしているところでございますが、さきの台風15号および台風19号の前後において故障をしても、交換申し出がなかった方々などから多数申し込みがあり、在庫が不足したために、急きよ100台を購入するための費用302万円を追加計上するものでございます。

なお、現在、防災行政無線のデジタル化に向けて取り組んでいるところでありまして、令和3年度からデジタル化がスタートするため、それまでに必要となる最低限の個数を追加購入するというものでございますのでご理解いただきたいと思います。

東日本大震災復興交付金基金費につきましては、既に事業採択を受けております若見屋平戸線の整備事業において、不足する事業費の増額を認めていただいたところであり、国から交付される東日本大震災復興交付金全額を一旦基金に積み立てる費用として1億188万9,000円を追加計上するも

のでございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードの交付促進のため、来年1月から3月までの間に計7回の日曜日開庁を行うため、時間外勤務手当13万2,000円を追加計上するものであります。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄うものでございます。

民生費の社会福祉総務費につきましては、台風19号により床上浸水の被害を受けた被災者の生活再建のため、大洗町被災者生活再建支援金支給要綱によりまして14世帯に対し各25万円の支援金を支給するため、350万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、2分の1県補助金175万円が交付されることになっております。

障害者福祉費の障害児給付につきましては、対象者が2名増えたことによりまして524万1,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金262万1,000円、県支出金の131万1,000円で賄うものでございます。

障害者福祉費国庫負担金過年度返還金につきましては、平成30年度の実績に基づきまして国へ返還するための費用712万3,000円を追加計上するものでございます。

医療福祉費につきましては、平成30年度実績に基づき、こちらは県へ返還するための費用198万5,000円を追加するものでございます。

国民健康保険繰出金につきましては、職員の人事異動による人件費分72万1,000円を特別会計へ繰り出しするための追加計上でございます。

9ページをお開きください。

民生費につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、10月1日よりスタートいたしました保育料の無償化に関連して計上するものでございます。

無償化に要する費用につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で費用負担することとなっておりますが、今年度に限っては全額国が負担をすることとなっております。したがって、来年からは4分の1、町が負担することになるわけであります。

なお、公立幼稚園や公立保育所につきましては、全て町が負担することになりますが、こちらも今年度に限っては全額国が負担をすることとなっております。

以上を踏まえて、民生費の保育所費でございますが、第一保育所の10月分以降の保育料425万7,000円を減額し、一方で地方特例交付金として歳入である、子ども・子育て支援臨時交付金と財源を振り替えるものでございます。

なお、本交付金につきましては、性質上、一般財源扱いをすることとなっているため、一般財源の区分に計上してございます。全て国から交付されるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、児童措置費につきましては、保育料無償化に伴い、認可保育園および認可外保育園へ支払う負担金2,992万6,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金で1,496万2,000円、県支出金で748万1,000円、子ども・子育て支援臨時交付金748万3,000円となるところでございます。

また、町内にお住まいで、町外の保育所等へ通っている方の保育料26万7,000円を減額し、子ども・子育て支援臨時交付金と財源振替をするという内容でございます。

続きまして、児童手当負担金過年度返還金につきましては、平成30年度の実績に基づきまして、3歳未満を対象とする事業主拠出金部分の返還を行うため、10万4,000円を追加計上するものでございます。

一方、中学校終了前までを対象とした全体の交付額につきましては、追加交付が決定したため、歳入において国庫支出金として180万9,000円を追加計上するものでございます。

農林水産費の農業振興費につきましては、自然公園地域に指定されている涸沼周辺地区の耕作放棄地改善事業のため、事前調査として自然環境調査を行うための委託料66万円を追加計上するものでございます。

本件については、夕日の郷に続いた耕作放棄地の所でありまして、よりにぎわいづくり、活性化のためという取り組みで展開していこうという趣旨から、自然環境調査を行うというものでございます。

また、多面的機能支払交付金返還金につきましては、「広浦・神山・大貫地区の農地と環境を守る会」の皆様が事業主体となった平成26年から平成30年までの5カ年計画で、農地環境の保全活動等を実施してまいりました。この期間満了に伴いまして200万円の不用額が生じたため、全額町へ返還いただくことになりました。

町は、この返還を受けた後、今までの費用負担の割合に応じ、国へ2分の1、100万円、県へ4分の1の50万円を返還する返還金として150万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、町が返還を受ける諸収入200万円のうちから150万円を財源とするものでございます。

続きまして、水産振興費につきましては、台風19号の強風によりまして大洗漁港でございます上架場脇トイレの屋根がですね全壊をしたため、その修繕に係る費用62万1,000円を追加計上するものでございます。

商工費の観光費につきましては、今年度購入手続を進めております温泉供給のためのタンクローリー車につきまして、タンクの製作に時間を要しているために、廃車を予定しておりました車両の車検費用56万1,000円を追加しなきゃならないような環境になりました。要は、新車の納入が遅れているというようなことでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

10ページをお開きください。

土木費の道路新設改良費につきましては、以前の道路整備の際に相続手続が済んでいない地権者様の事情によりまして契約ができなかったため、物件に対し、地権者様の相続手続が完了したために、改めて物件移転補償費として160万円を追加計上するものでございます。

街路事業費につきましては、若見屋平戸線整備事業において、さきに説明申し上げましたとおり

不足する事業費の増額を認めていただいたためにですね、委託料から補償・補填および賠償金まで総額1億3,147万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、一旦積み立てを行った基金から全額一般会計へ繰り入れをすることによる基金繰入金1億188万9,000円、震災復興特別交付税2,958万1,000円でございます。

なお、震災復興特別交付税につきましては、一般財源扱いとなるために一般財源の区分に計上してございます。全て国から交付されるものでありまして、町からの支出はございません。

続きまして、住宅管理費につきましては、現在、大洗高校のマーチングバンド部に対し、旧東京工業大学研修所を学生寮として提供し支援を行っているところでございます。生徒数の増加に伴いまして手狭な状況にあるため、前原住宅の空き部屋を改修して、これは4階でありますけれども、新たな住居支援をするために、その改修費ですね、費用が140万8,000円ほど必要だということで追加計上するものでございます。

11ページをご覧くださいませ。

教育費・小学校費の学校管理費につきましては、特別教育支援員配置事業において、対象となる児童が増えたことから特別教育支援員を1名増員する必要が生じたため、中学校費から小学校費へ総額236万6,000円を組み替える内容でございます。そういう措置を講じてまいりますので、宜しくお願いいたします。

中学校給食費につきましては、燃料費の高騰によりまして燃料費の予算が不足したために、51万5,000円を追加するものでございます。

教育振興費につきましては、中学生のスポーツ活動や文化活動における大会等への派遣に要する費用の助成について、本年度も各部活動において上位大会への進出が多くですね、活動が顕著であります。不足が見込まれております110万円を追加するものでございます。

幼稚園管理費につきましては、保育料の無償化に伴いまして保育園使用料72万円を減額し、子ども・子育て支援臨時交付金と財源振替をする内容でございます。

幼稚園給食費につきましても、制度改正に伴いまして副食費が免除となり、町が負担することとなる6名分の費用10万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましても、全額子ども・子育て支援臨時交付金で賄われることになっております。

社会教育総務費につきましては、今年度開催をいたしました国民体育大会において、大会直前に到来した台風15号の影響によりまして、町内や会場周辺の環境整備に多くの時間を要したことや、大会当日および前後において競技運營業務に当初予定より多くの時間を要したため、時間外手当180万円を追加計上するものでございます。

大勢の町民の皆さん方にもご支援をいただき、成功裡に大会を進めることができ、改めて感謝を申し上げます。

諸支出金の普通財産取得費につきましては、現在、土地開発公社所有になっております五反田の705番地を町が公社から購入する土地購入代770万9,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、五反田705番の隣接する町有地、五反田706番地を一括して購入希望する方

がおりますので、これを処分するというようなことで土地売却収入509万円を充てることになっております。

最後に、予備費につきましては、突発的な事案に対応するため200万円を追加計上するものでございます。

4ページにお戻りいただきます。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、子ども・子育て支援臨時交付金として地方特例交付金1,283万3,000円、震災復興特別交付税としての地方交付税2,958万1,000円、分担金及び負担金マイナス452万4,000円、使用料及び手数料マイナス72万円、国庫支出金1億2,141万3,000円、県支出金1,054万2,000円、財産収入509万円、繰入金1億188万9,000円、繰越金362万2,000円、さらに、平成30年度実績に基づき、県後期高齢者医療広域連合からの返還金2,296万7,000円を含めた諸収入総額2,496万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億469万3,000円を追加計上するものでございます。

以上が議案第69号の提案理由でございます。議案書よりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第69号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。ありませんか。7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 8ページですか、ちょうど中段のマイナンバーの取り組みですね、ここで金額は非常に少ないんですけども、こういった取り組みを具体的にされるんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

土日、マイナンバーを申請してカードが出来上がりましたということで、各ご家庭に何日までに取りに来てくださいということで通知をお出ししているんですけども、そちらを取りに来られる時間が窓口の開庁時ということで限定がされておまして、どうしてもサラリーマンの方ですとかが取りに来られない状況がございますので、来年1月に2回、2月に2回、3月に3回、日曜日午前中を開庁いたしまして、職員がそちらに張り付かせていただく人件費ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） じゃあ何か取り組みをするというよりも、今のお話ですね、取りに来た方に対してということですね。

このマイナンバーも先日も国のほうでも国家公務員があまり作っていないとか、いろいろそういったことも発表されておりました。一方で町も町民の皆さんに対して、そして国は国民の皆さんに対して、作るようにというお願いをしているわけなんですけども、多分議会議員のほうはほとんど作ったのかなというふうに思いますけれども、実際これ、町の職員の皆さんの状況というのは、これは強制的に作れとかそういうことではもちろんありませんけれども、状況わかれば、ある程度の状況を差し支えない程度に教えていただければと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、再度の質問にお答えしたいと思います。

大洗町のほうといたしましては、職員のほうに総務課、住民課、窓口含めまして勸奨という形で何回か文書のほうを流させていただいております。国のほうでも公務員の方は、今年度中に作成ということをお願いされているところもございますので、各課長のほうで積極的に皆さんにお声掛けいただきまして、若干ずつではありますけれども増えてはいて、今年度中には皆さん作っていただける状況を作れるような形で進めております。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） もっとこう少ないのかなというふうにちょっと思っていたんで、少なければそれはまずいなというふうに思っていましたんで、今のお話からいけば、年度内にはほぼ作ってもらえるのかなという形というふうに捉えましたんでわかりました。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかに。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 何項目か最初にいいますので、まずは9ページのですね児童措置費について一つとですね、11ページの学校管理費について、もう一つはですね、12ページの普通財産の取得費についてを、この3点をお尋ねをしたいというふうに思いますが。

まず、9ページの児童措置費につきまして、今回、2,992万6,000円という金額が町、国・県という形で補正されております。これは認定されている所であるんだろうと思うんですけど、認定外保育、または幼稚園、この辺の取り扱いというのは、今回のこの補正のなかではどのように変わってきているのか、また、変化がないのかどうかをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、この児童措置費のほうのですね負担金のほうでございますが、こちらのなかに含まれておりますのは、今までの認定こども園のほうですね、そちらのほうの負担金になっております。それにですね加えまして新たにですね保育の無償化の対象となります認定外保育園、町内でいいますと2園ありますが、そちらのほうの負担金のほうもこちらに含まれております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ほぼほぼそちらにはですね、認定でも認定外でも100%同じ計算式でされているということよろしいんですか。確認をお願いします。

○議長（小沼正男君） こども課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 再度のご質問にお答えいたします。

こちらですね認定こども園、そして認可外のほうの保育園といたしましても、算定のほうは同じ基準でやっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。では次のほうに入ります。

学校管理費ですけども、先ほどの町長からの説明をいただきました。特別教育支援の報酬、その

報酬の金額の大きい小さいの話ではなくてですね、中学校から小学校のほうに使用目的が変わったということなんです、この辺りの理由付けというのはどのようなフローになっているんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

今回ですね小学校のほうで特別支援のほうで、現在ですね児童生徒の状況によって不足しているという状況がありまして、中学校費の非常勤講師の予算のほうからですね、小学校の特別支援のほうに充てるといような内容となっております。こちらに関しましては、当初ですね学校の要望を受けまして、それぞれですね各小・中学校のほうに特別支援員のほうをですね配置しているところがございますけども、年が明けましてですね、そういった支援を要する、小学校のほうで児童が出てきたこともありまして、何とかその対応をしていくということで、中学校費の残の予算を使いながらですね対応しているという状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。比較的大洗町は小さな自治体にしては、海外の方々の就労しながらその方々の子どもさんがいらっしゃるといのも含めて、非常にちょっとこれはずれますけども、語学がちゃんと覚えられる子どもさんもいれば、自国の言葉しか覚えられない子どもさんがいて、中学校に行った時に更にそこで学力の差が出てきてしまうと、そういう背景を今感じております。これに対して、どこまで財政措置をするかというのも非常に難しいところだと思いますけども、ひとえには、その人の能力というものも非常に関係するんですね。1人私ちょっと知っている人間はですね、中学生ですけども、確か500点満点で420点ぐらい取っているようなお子さんもいて、この方はもう初めから日本にいるということだけではなくてですね、やはりその覚えが早かった。その人間の能力云々もあって、比較的最後まで自国の言葉で中学校を終われる方も実はいらっしゃるんですね。そういう学校のなかで、そういう子どもたちがどこに居場所を探すのかというのはですね、この大洗町のなかでは非常に特異な町というわけではありませんけれども、比率的に多い。そこを考えますと、初めから予算措置というものを、中学校の臨時の方の分を云々というよりも、やはり小学校の入った時点から、やはりしっかりとですね担保できるような教育環境というのが必要なんだろうというふうに思うんですが、この辺り考え方も含めてちょっとお尋ねをしたいと思います、こういう形なる背景ということでお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ご指摘のように、大洗町では就学時も含めまして、あと、転校生といいますが、年間のなかで特別に配慮を要するお子さんが転入したり在籍している率が非常に多いところがございます。大洗小は外国人子女のお子さんが40数名在籍をしております。1割弱にはなります。年度によってちょっと差はありますけども。そういうお子さんですと、教科の特色でいえば、例えば中学校に上がった段階で英語の能力は非常に優れているお子さんがおります。ただ、日本語の能力がなかなか獲得で

きないという、小学校段階で転入してきたお子さんについては、小学校の日本語指導教室のなかである程度獲得をして中学校に進んだら日常の授業の日本語には差し支えない程度に伸びてるお子さんもいらっしゃいます。今、大洗町では大洗小学校に日本語指導教室が2クラス、それから中学校に1クラス、中学校の日本語指導教室は水戸教育事務所管内で大洗第一中学校、1校だけでございます。これなかなか県で認めていただけなかったんですけども、大洗町は途中で、小学校1年生から入学じゃなくて、小学校5、6年生だったり、もしくは中学生で初めて外国から転入されてくるお子さんもいるということで特例で認めていただいて今、日本語指導教室で指導を受けているお子さんが10名弱いる実態でございます。

そういう教室の開設と併せて議員ご指摘のように、特色として英語が優れていれば、そこを伸ばしつつ、日本語の獲得にも頑張らせていただいているという状況で、大洗町ではそういう特色ある事業の一つとして、そういう設定をして、そういう課題のあるお子さんに対応しているというのが実態でございます。

それから、先ほどの小・中の組み替えにつきましては、就学指導の段階で次年度、特別支援員の必要な学校で何名ぐらいというのはあらかじめ予算措置をさせていただいて対応しているんですけども、できるだけ県の基準のなかでの加配措置で配置していただけるものは、できるだけいろいろ検討をしてエントリーをさせていただいて、県からもたくさんの加配措置をいただいております。そういうなかで小学校は何名、中学校は何名ということで年度当初割り振りをしまして、ただ、1学期を経過して2学期を経過した中で、最初想定したよりも個別に指導員をつけて対応しなければならないようなお子さんが出てくる年度もございますし、そういう意味で当初の小学校費と中学校費の年度途中での組み替えをお願いした次第でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。一般質問のほうでも少し触れさせていただきたいと思いますが、ここで終わりたいと思います。

先ほどもですね、12ページなんですけど、土地購入代、五反田の705番ということで、別な項目で売り払いのほうでやはり509万が計上されております。町長からの提案理由はわかりますけども、もう少し詳細にお答えをいただければなというふうに思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

提案理由にもございましたとおり、土地開発公社で保有しております五反田705のですね土地をですね、現在、購入希望者がございまして、現在、私どものほうで公募している金額が歳入のほうに入ってくる509万円ということでございます。実際、町が土地開発公社から買い戻していただく時には、購入価格で買い戻していただくということですので、土地評価等の下落等の影響でですね差異が生じていると。必ずしもイコールになっていないというところでご理解をいただければと思います。宜しくお願いたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。非常に厳しいですよね。高く買って安く売るんですから。ただこれは、理解がよくできます。私も少なくとも、今、私のほうの仕事の一部はやはり不動産管理ですから、現状の不動産がどのように変わっているかというのはよくわかっております。多分大洗の土地そのものもですね、価格がもっと下落していくであろうというのは間違いのない事実でありまして、そういうところから見ると、やはり今、換金という形よりも、今、売り払いができる場所は早めにどんどん進めていったほうがいいだろうと。そこに価格の差額が出たとしても、それは将来的にはもっと差額がもっと広がるだけの話であって、土地開発公社の造成地といろいろな担保の部分がありますから、ある一定の金額で推移したという背景は十二分にわかっておりますので、この金額の差額を私はどうこういうつもりもありません。確認をさせていただいて、同じものが同じような金額で差額が出てしまう。しかし、やはりこれからですね、もっと早めにこういったものはですね、価格に関係なく、やはり売り払いされたほうがよろしいんじゃないかと思っておりますので、今後の取り組みについて町長、お尋ねをして終わります。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 議員のお尋ねであります。土地開発公社を活用してですね先行取得的な対応をしてきているものがございます。なかなかやっぱりその買い戻しが相手が見えない時には、延び延びになっているようなケースもあってですね、今回のような環境になっているというようなことであります。

その土地開発公社で求めなきゃなんなかった時期と、今日的にいうと土地の価格は相当違うというようなことなんで、そういうその差益で損を、安く売らなきゃなんないというような事態になってます。そういうことを踏まえてですね、公社が持つてる土地はできるだけ早く処分しようということで、その処分についていろいろと看板を上げたりPRしているんですけど、なかなかやっぱり買い手が思うようにつかないというのが現状。それは土地の形状とか、あるいは環境とか、いろいろなところを見ての話になりますので、思うように区画が手を上げていただけないというのが現実だと思ってます。できるだけ早く処分していきたいというふうに思っておりますので、今後ともまた努力したいと思えます。

○議長（小沼正男君） 補足ですいません。清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） それでは、私のほうから補足させていただきます。

現在、一本松地区にはですね二筆ほどまだ残っていた状態で、今回一筆売れたということですので、もうちょっと広くですね残った土地についても広く公募してですね、今、町長おっしゃったとおり、町長答弁にもあったとおり、早く売却できるよう努めてまいりますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ですね。そういう形を早めに本当にとっていかないと、私自身が前から言ってきました。平成37年に1万5,000人まで多分人口が減っていくだろうという背景のなかで、多分土地は5万円という、町のなかで5万円という金額まで下がっていくという推計を出させていただいたの

が、もう20年近く前です。そういった時点がですね、もう時代になってきているということを考えると、もう価格を付くんであれば、どんなに安くてもこれからは売り払いのほうに早めに処分を考えられたほうが、間違いなくそのほうが将来的なプラスになるということを一言だけ意見を言わせていただいて質問は終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 令和元年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第69号は、原案のとおり決しました。

◎議案第70号ないし議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第70号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第72号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第70号から議案第72号まで、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

議案第70号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億7,169万7,000円とするものでございます。

17ページをお開きください。

歳出の補正内容につきまして説明を申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、職員の人事異動に伴う72万1,000円を追加計上するものでございます。

また、歳出を賄う財源といたしましては、一般会計繰入金72万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

議案第71号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を6億5,539万9,000円とするものでございます。

22ページをお開きください。

歳出の補正内容につきまして、公共下水道事業費の公共下水道費につきましては、職員の人事異動に伴い、162万9,000円を追加計上するものでございます。

また、歳出を賄う財源といたしまして、繰越金162万9,000円を追加するものでございます。

続きまして25ページをお開きください。

議案第72号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入及び支出において、支出の水道事業費用の予定額を70万円増額をいたしまして、補正後の予定額を5億5,009万9,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出についても、資本的支出の予定額を80万円増額をいたしまして、補正後の予定額を1億4,929万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,828万1,000円を1億1,908万1,000円に改めるものでございます。

26ページをお開きください。

収益的支出の補正の内容といたしましては、今年8月に発生した濁り水の解消に伴う洗管作業等に多くの時間を要したことから、時間外手当として70万円を追加するものでございます。

資本的支出の建設改良費につきましても、同様に80万円を追加計上するものでございます。

以上、議案第70号から議案第72号までの提案についてご説明いたしました。お手元の議案書によりご審議いただきまして、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第70号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第71号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第71号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第72号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了します。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和元年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第72号は、原案のとおり決しました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第73号 30国補都再第7-1-5大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の変更についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第73号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の変更について、提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、現在、町が進めております大洗駅前広場の整備において、南側の歩道および車道エリアの改修工事の請負契約を変更するものでございます。

当初、契約の方法につきましては、一般競争入札により平成31年3月25日に入札会を実施した結果、株式会社菊地工務店が7,440万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税595万2,000円を加えた8,035万2,000円にて請負契約を締結したものであります。

今回の主な変更の内容といたしましては、シェルター基礎の地盤改良の追加によりまして工事費が60万円増加するものであります。

また、消費税率の引き上げが生じたことによりまして、消費税および地方消費税154万8,000円を加えた214万8,000円を増額して請負契約を変更するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。宜しくお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第73号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の変更について、質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今回、一つは、一番大きいのが消費税の変化による金額なんですけど、それとはまた別問題としまして、これは国の制度の話ですから、提案理由としてシェルター基礎の地盤改良云々がありますけども、大体こういったものは競争入札であり、指名入札であり、いろんな形がありますけども、当初の設計があって、設計単価にあわせて、その設計にあわせたもので入札をする。常識的なところですけども、その設計自体に瑕疵があったのかどうか。また、その工事を進めるにつれて途中で変更が必要不可欠になったのか、その辺りはどちらに今回の問題の提案の理由になっているんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

当初の設計におきましては、この大洗駅トイレ工事ですとか、その周辺の工事におけるボーリングデータをもとにですね設計をして、この地盤改良は必要ないということで計算されていたものでございます。ただ、実際にこのバス停の屋根、このシェルターを工事するに当たりましては、詳細な現位置での地盤調査が必要となっております。これは当然、今までは供用していましたが、そこまで現位置での試験はやっていなかった。それを今回施工するに当たって、その必要な所まで掘り返してですね現位置で地盤調査をしたところ、この現状地盤では若干地耐力がもたないということで、今回このマットレス工法という工法です、どっちかというに係るこの荷重を広く分散させてもたせるということで、そんなに大きな工事じゃないんですけども、こういった対応が必要だということで変更の措置を行うものでございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。必要な変更というものは、これは当たり前で、よろしいんでしょうけども、多分これをやられる時、課長がここに関係していたかどうかちょっと、最初の時点でねわかりませんが、こういった設計変更が必要なのは、どちら側から出るんですか。設計段階でわかんなかったものが、その後、施工に入ったらばちょっとやっぱり弱いよという形になって、こういう形で提案されてくるのか、途中その途中で試験をしたらやはり弱かったと、その辺のフロー的なその説明というのがよく理解できてないんですが、その辺はどちらが中心になって今回のこの提案になるようなものがあったんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 再度のご質問にお答えいたします。

設計段階で想定できるものにつきましては、当然全て設計でやっておりますが、今回のように、既に供用している所のさらに掘った下の地盤の調査というのは、設計段階では全てできるわけでは

ございませんので、それは施工の際にきちっと現地を確認するという申し送り事項を設計段階でいただいて、施工に当たってそこまで掘って、そして確認をして、今回の場合は必要な対応を行ったということで、今回は施工できちっと確認をした結果、必要な措置をしたというものでございます。

○議長（小沼正男君） 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今の説明で変更内容というのは理解できますけども、その一番最初に提案、例えば当初の契約時点の時に、そこまでちゃんと説明がされるかどうかというのが一番大切なところなんだろうと思うんです。今回はこういう理由で、どこどこ工務店に決まりましたと。決まりましたというか提案させていただく一番最初ですね。そのかわり、こういった変更も生じる可能性がありますとか、普通の口頭説明で結構だと思えますけども、やはり入れておかないと私のような今回の質問になる。設計が間違っていたのか、施工自体で瑕疵があったのかという、いろんなところが考えられると思うんですけども、その辺りを今後のね検討材料として、まだこれから駅前、何か幾つか考えられているみたいですけども、その辺も含めて、やはりもっと熟慮をしてやられたほうがいいのかというふうに思います。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号 30国補都再第7-1-5号大洗駅前広場改修工事（3工区）請負契約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第73号は、原案のとおり決しました。

◎諮問第1号および諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第6、諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、諮問第1号および諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

1ページおよび2ページをご覧ください。

本案につきまして、まず、関根ひろ子氏でございますが、1期3年お務めをいただきまして、再びお務めをいただこうというようなことで、関根ひろ子氏の推薦をするものでございます。

また、新たに福嶋 進氏でございますが、福嶋氏につきましては、ご案内のとおり大洗町磯道62-2にお住まいでございます。職業としてはですね株式会社関東というようなことの専務取締役をされている方でございます。そして、経歴として町に関連いたしますのは、元祝町小学校のPTA会長、大洗小学校区コミュニティ委員会副委員長、大洗小学校の学校評議委員などをお務め、歴任をされている方でございます。

このお二人を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

任期は3年でございます。

どうぞご賛同のほど、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

両案につきましては、質疑、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。諮問第1号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

続きまして、お諮りいたします。諮問第2号 大洗町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決しました。

◎選挙第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第7、選挙第7号 大洗町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

大洗町選挙管理委員会委員の選挙については、地方自治法第182条第1項および同第2項の規定により、選挙管理委員会委員4名および同補充員4名を選出します。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選として議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員会委員に、加部東肇君、花井幸男君、広木幸雄君、會沢哲史君、以上4名の方を指名

いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名の方を大洗町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が大洗町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

第1順位、宮部理佳君、第2順位、正木健司君、第3順位、清宮洋一君、第4順位、渡邊芳光君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の方が順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、来週月曜日、12月9日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行いますので、是非傍聴にお出かけください。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時39分

